

平成 21 年 12 月 18 日
福祉部介護保険課

地域密着型サービス事業者の指定更新について

平成 18 年 3 月 31 日以前から、練馬区民が利用している区外指定地域密着型サービス事業者（みなし指定事業者）について、介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 78 条の 11 および第 115 条の 19 の規定により、以下のとおり、指定の更新を行う。

なお、区外のみなし指定の更新については、みなし指定にかかる被保険者のみに効力を有することとなる。

1 平成 21 年 11 月末までに指定更新申請書の提出があった事業者 【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指定年月日	指定更新年月日
上井草グループ ボエンデ	東京都杉並区 上井草 4 丁目 3 番 2 2 号	有限会社 グループボエン デ	27 名	平成 15 年 12 月 1 日	平成 21 年 12 月 18 日 (指定有効期間満了日 :平成 27 年 11 月 30 日)

○杉並区における実地指導の結果

平成 20 年 5 月 28 日に実地指導を実施したが、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日 厚生労働省令第 34 号）」に照らして、特に指定更新の支障となるような事項はなかったとのこと。

※当該事業所については、指定有効期間が平成 21 年 11 月 30 日で満了しているため、法第 78 条の 11（第 70 条の 2 準用）の規定により、指定更新年月日が本委員会開催日、指定有効期間は平成 21 年 12 月 1 日から起算した 6 年間となる。

参考

（指定の更新）

第七十条の二 第四十一条第一項本文の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指定年月日	指定更新年月日
ニチイケアガーデン和光みなみ	埼玉県和光市南1-20-35	株式会社ニチイ学館	18名	平成16年1月1日	平成22年1月1日 (指定有効期間満了日:平成28年12月31日)

○外部評価の結果 (WAM-NETより抜粋)

評価機関名称 社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 福祉サービス評価センター
訪問調査日 2008年5月27日

外部評価で確認されたこの事業所の特徴

当ホームは、近隣に大きな公園があり、四季折々の樹木を眺めながらの散歩を楽しめる場所にある。2ユニットのホームだが、それぞれ特徴のある居間のつくりになっており、吹き抜けの光をいっぱい感じられる場所や、花壇の花を眺められる場所など、利用者が落ち着いた生活を営めるつくりとなっている。台所はアイランドキッチンとなっており、利用者、職員が3食の食事作りを楽しむことができ、一緒に準備から片付けまでを行う姿が家庭的である。利用者の状態に合わせた、きめの細かいケアが行われており、記録などにも工夫が見られる。地域に助けられるだけでなく、ホーム独自で地域の人たちが楽しめる行事を開催したり、地域の防災訓練に参加をし、災害時には地域の人たちにも手助けが出来るような積極的な地域活動を行っている。

評価報告書の内容

- ・「取り組みが実施されている項目」 29項目
- ・「取り組みを期待したい項目」 1項目

全職員で取り組むことがよりケアの気づきを生むこととなるので、次回からは出きるだけ職員も参加して自己評価を行うことを期待したい。

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指定年月日	指定更新年月日
グループホームみずほ	東京都三鷹市下連雀8丁目9番21号	医療法人社団桂仁会	18名	平成16年2月1日	平成22年2月1日 (指定有効期間満了日:平成28年1月31日)

○ 第三者評価の結果 (とうきょう福祉ナビゲーションより抜粋)

評価機関名称 ユニトレンド 株式会社
評価実施期間 平成20年10月1日～平成20年12月19日

全体の評価講評

特によいと思う点

- ・ 医療機関などとの連携の充実
- ・ 積極的な情報開示と、生活基盤づくり
- ・ 職員のやる気向上へ、プラスの取り組み

さらなる改善が望まれる点

- ・ 利用者の加齢に伴う介護度の重度化へ向け、組織としてさらなる取り組みを
- ・ ボランティア受け入れ体制の整備を
- ・ 苦情解決制度の周知とその工夫を

サービス分析結果

1. 利用者の意思を生活に反映した支援を行っている・・・ A
2. 利用者の状態に応じて、日常生活に必要な、さまざまな作業等を利用者が主体的に行うことができるよう支援している・・・・・・・・・・・・・・・・・・ A
3. 利用者の健康を維持するための支援を行っている・・・・・・・・ A
4. 共同生活が楽しく快適になるよう工夫している・・・・・・・・ A
5. ホームと家族等との交流・連携を図っている・・・・・・・・ A
6. 利用者が地域で暮らし続けるための基盤作りを行っている・・・ A